

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業 危険なブロック塀等をなくしましょう

仙台市では、震災に強いまちづくりを推進するため、公道等（国道、県道、市道、及び小学校の指定通学路）に沿って設けられた**危険※1なブロック塀等※2**の除却に対して工事費用の一部を補助しています。

※1 危険とは 著しいひび割れまたはぐらつき、傾き等が認められ、特に危険な状態にあるものをいいます。仙台市で判定します。

※2 ブロック塀等とは 補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀及び門柱をいいます。



補助金額

- ☑ 補助金額は、補助対象経費（次のいずれかの少ない金額を採用）を基に算定します。
 - ブロック塀等除却工事に要する経費（見積書等（消費税等を除く）の金額）
 - 除却するブロック塀等の長さ1m当りに対して、80,000円を乗じた額
- ☑ 工事場所がスクールゾーン（小学校を中心としたおおむね500m）内の場合は、補助金額が割増となります。

※裏面に補助金額算定シートがあります。

補助対象経費の **5/6** 以内の額（1,000円未満切り捨て）かつ上限額 **187,000 円**

申し込み要件等

- ☑ 補助対象となる危険なブロック塀等にあたるかについては、お問い合わせください。
- ☑ 除却工事着手前に申請をしてください。※申請前着手の場合は補助対象になりません。
- ☑ 申請書は区役所街並み形成課で配布しています。
また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。
- ☑ 補助要件など、詳しくはお問い合わせください。
- ☑ 生垣を設置する場合には、別途、生垣づくり助成制度があります。

仙台市ホームページは
こちらから



お問い合わせ先

■青葉区役所	街並み形成課	代表	☎022（225）7211
■宮城野区役所	街並み形成課	代表	☎022（291）2111
■若林区役所	街並み形成課	代表	☎022（282）1111
■太白区役所	街並み形成課	代表	☎022（247）1111
■泉区役所	街並み形成課	代表	☎022（372）3111
■市役所	建築指導課	直通	☎022（214）8323

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業
補助金額算定シート

このシートは、補助金額を算定するものです。

※補助金額は、各区役所の街並み形成課の審査後に確定します。詳しくは事前にお問合せください。

その１：補助対象経費の金額を算定します。

以下の２つの金額のうち、低い金額を補助対象経費とする。

☑ 見積金額（税抜） ※ブロック塀除却＋塀付属物等除却の工事合計金額 円（①）

☑ 経費限度額 除却延長 m × 80,000円/m = 円（②）

☑ 補助対象金額（※①と②のうち、低い金額） 円（③）

その２：補助金額を算定します。

以下の２つの金額のうち、低い金額を交付する補助金額とする。

☑ 補助対象経費 円（③） × 5/6 = 円（④） ※千円未満切捨

☑ 上限補助金額 187,000 円（⑤）

☑ 交付する補助金額（※④と⑤のうち、低い金額） 円（⑥）

お問い合わせ先 ※詳しくは、各区役所の街並み形成課に、お問い合わせください。

■青葉区街並み形成課 ☎022（225）7211

■宮城野区街並み形成課 ☎022（291）2111

■若林区街並み形成課 ☎022（282）1111

■太白区 街並み形成課 ☎022（247）1111

■泉区 街並み形成課 ☎022（372）3111